

リース会計 <概要>

オペレーティング・リースとファイナンス・リースの判定

(1) フルペイアウト

ユーザーがリース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受できると同時に当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担する

(2) 解約不能 (ノンキャンセラブル)

解約のできない契約か、または解約不能でも解約時以後のリース料とほぼ見合う規定損害金を負担すること

※両方とも該当する場合YES

YES

ファイナンス・リースに該当

NO

オペレーティング・リースに該当

賃貸借処理+注記

(3) 所有権移転条項ありのリース

リース期間終了後又はリース期間の途中で、リース物件の所有権が借手に移転することとされている契約

(4) 割安購入選択権ありのリース

時価と比較して著しく有利な価額でリース物件を買取る権利がユーザーに与えられ、その行使が確実に見込まれる契約

(5) 特別仕様物件のリース

ユーザーの用途等にあわせて製作され、リース物件の返却後第三者に再リースまたは売却することが困難な物件の契約

※一つでも該当する場合YES

YES

所有権移転ファイナンス・リースに該当

売買処理

NO

所有権移転外ファイナンス・リースに該当

(6) リース期間が1年以内の契約

(7) 一件当たりのリース料総額が300万円以下の契約

※一つでも該当する場合YES

YES

賃貸借処理

NO

売買処理

<例外>

土地については、(1) (2)の判定結果がYESでも、(3)又は(4)に該当しなければオペレーティング・リース取引となる(運用指針20(1)ア)

リース会計 <概要>

オペレーティング・リース

<賃貸借処理>

リース料を支払う時に費用計上

<注記>

(2)に該当するリース物件は未経過リース料について、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区別して注記する

記載例) ※決まった記載形式はないとのこと (総福研)

2. オペレーティング・リース取引
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	300,000円
1年超	1,200,000円
合計	1,500,000円

ぎょうせい発行 新社会福祉法人会計基準のすべて P260より

<減価償却>

なし

ファイナンス・リース

<賃貸借処理>

オペレーティング・リースの会計処理に準じ、リース料を支払う時に費用計上でき、減価償却も不要
また、(2)に該当していてもオペレーティング・リースの注記の項にある記載については省略できる

<売買処理>

リース契約時にリース債務として全額計上し、リース料支払時にはリース債務を減算する
決算仕訳で、翌年に支払予定の金額を1年以内返済リース債務に振り替える処理を行う

<利息相当額の取扱>

リース料総額から利息相当額を控除した金額を、リース資産の取得価額及びリース債務として計上
利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として利息法による

ただし、重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を適用できる

1. リース料総額から利息相当額を控除しない方法
リース料総額をリース資産の取得価額及びリース債務として計上できる
上場してる大企業でない限り、ほとんどこちらの方法が適用される
2. 利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法に、定額法を採用できる
リース料支払時の、リース債務と利息の金額が一定となる

(重要性が乏しいと認められる要件)

未経過リース料の期末残高 (賃貸借処理によるリース契約や、利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く) が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合 (運用指針20(1)イ)

$$\frac{\text{未経過リース料期末残高}}{\text{未経過リース料期末残高} + \text{有形・無形固定資産期末残高}} < 10\%$$

※利息相当額の計算は、リース会社に依頼をすれば利息計算した書類がもらえます

<減価償却>

資産計上は、原則として有形リース資産、無形リース資産として表示
ただし、有形固定資産、無形固定資産に属する各科目に含めることもできる

所有権移転ファイナンス・リース

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同様

所有権移転外ファイナンス・リース

リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする (リースを支払うのと同時に減価償却も終わる)

リース会計 <概要>

再リース

再リース期間は1年以内とするのが通常であり、再リース料も少額であるのが一般的であることから、リース契約時から借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、再リース料は原則として、発生時の費用として処理する。

移行処理

【基準移行時に賃貸借処理⇒売買処理に変更した時の処理】

※旧基準・授産・指導指針・老健・就労基準・旧病院準則すべてに同記載あり

リース取引開始日が会計基準移行前の取引については、いずれかの方法により調整

- ・リース取引開始時～売買処理を適用した年度期首までの減価償却累計額をリース料総額（現在価値へ割引後）から控除した金額をリース資産に、未経過リース料相当額（利息相当額控除後）をリース債務に計上する方法。
なお、リース資産計上金額とリース債務計上金額との差額は、過年度の収益または費用とする。
- ・未経過リース料残高相当額（利息相当額控除後）を取得価額とし、会計基準移行年度期首に取得したものとしてリース資産、リース債務を計上する方法。
またこの場合、利息相当額は定額法とすることができる
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引は、当該リース契約が終了するまでの期間、引き続き賃貸借処理にすることができる。

リース会計 <仕訳例>

賃貸借処理

- 1 契約時
仕訳無し
- 2 支払時
賃借料(B/S) / 現金預金(B/S)
賃借料支出(C/F) / 支払資金(C/F)
- 3 決算仕訳
仕訳無し

売買処理

<例>
 所有権移転外ファイナンス・リース
 リース料総額 6,600,000円
 利息相当額 600,000円
 リース月額 110,000円 (毎月支払い)
 リース期間 5年 (60回払い)
 リース取引開始日 4月1日

1. リース料総額から利息相当額を控除しない方法の時

1 契約時

有形リース資産(B/S)	6,600,000	/	リース債務(B/S)	5,280,000
			1年以内返済予定	1,320,000
			リース債務(B/S)	

1年以内返済予定分 110,000×12回分
 ※1年以内返済予定分とリース債務を分けて計上しなくてもよい

2 支払時

1年以内返済予定	110,000	/	現金預金(B/S)	110,000
リース債務(B/S)				
ファイナンスリース債務の 返済支出(C/F)	110,000	/	支払資金(C/F)	110,000

※契約時に1年以内返済分と分けていない時は、初年度のみ下記の仕訳

リース債務(B/S)	110,000	/	現金預金(B/S)	110,000
ファイナンスリース債務の 返済支出(C/F)	110,000	/	支払資金(C/F)	110,000

3 決算仕訳

減価償却費(P/L)	1,320,000	/	有形リース資産(B/S)	1,320,000
------------	-----------	---	--------------	-----------

耐用年数=リース期間=5年=償却率0.200
 残存価額 0

$(6,600,000-0) \times 0.200 = 1,320,000$

※所有権移転ファイナンスリースの時は、通常の固定資産と同じ設定で
 減価償却する。耐用年数や残存価額等

リース債務(B/S)	1,320,000	/	1年以内返済予定	1,320,000
			リース債務(B/S)	

リース会計 <仕訳例>

4 中途解約

12回分の支払を残したところでリース契約を解約。損害金として1,400,000を支払った

リース債務(B/S)	1,320,000	/	現金預金(B/S)	1,400,000
※リース債務解約損(P/L)	80,000			

ファイナンシャルリース債務の返済支出(C/F)	1,320,000	/	支払資金(C/F)	1,400,000
※リース債務解約支出(C/F)	80,000			

リース資産処分損(P/L)	1,320,000	/	有形リース資産(B/S)	1,320,000
---------------	-----------	---	--------------	-----------

※仕訳例はリース取引に関する会計基準の適用指針のP44(*4)を元にしています。
 会計基準では※の科目は準備されていません。
 仕訳を切る際には科目を追加してください。
 なお、科目を追加する場所は行政か顧問の税理士の方にご確認のうえ作業を行ってください。

2. 利息相当額の配分方法が定額法の時

1 契約時

有形リース資産(B/S)	6,000,000	/	リース債務(B/S)	4,800,000
			1年以内返済予定リース債務(B/S)	1,200,000

※1年以内返済予定分とリース債務を分けて計上しなくてもよい

2 支払時

1年以内返済予定リース債務(B/S)	100,000	/	現金預金(B/S)	110,000
支払利息(P/L)	10,000			

ファイナンシャルリース債務の返済支出(C/F)	100,000	/	支払資金(C/F)	110,000
支払利息支出(C/F)	10,000			

支払利息 = 利息相当額 ÷ 支払回数
 リース料総額をリース資産の取得価額及びリース債務として計上できる

3 決算仕訳

減価償却費(P/L)	1,200,000	/	有形リース資産(B/S)	1,200,000
------------	-----------	---	--------------	-----------

耐用年数 = リース期間 = 5年 = 償却率0.200
 残存価額 0
 $(6,000,000 - 0) \times 0.200 = 1,200,000$

リース債務(B/S)	1,200,000	/	1年以内返済予定リース債務(B/S)	1,200,000
------------	-----------	---	--------------------	-----------

20 新たに導入した会計手法とその簡便法について

(1) リース会計

ア リース会計処理について

企業会計においてはリース取引の会計処理はリース会計基準に従って行われる。社会福祉法人においてもリース取引の会計処理はこれに準じて行うこととなる。

土地、建物等の不動産のリース取引（契約上、賃貸借となっているものも含む。）についても、ファイナンス・リース取引に該当するか、オペレーティング・リース取引に該当するかを判定する。ただし、土地については、所有権の移転条項又は割安購入選択権の条項がある場合等を除き、オペレーティング・リース取引に該当するものと推定することとなる。

なお、リース契約1件当たりのリース料総額（維持管理費用相当額又は通常の保守等の役務提供相当額のリース料総額に占める割合が重要な場合には、その合理的見積額を除くことができる。）が300万円以下のリース取引等少額のリース資産や、リース期間が1年以内のリース取引についてはオペレーティング・リース取引の会計処理に準じて資産計上又は注解（注9）に記載されている注記を省略することができる等の簡便的な取扱いができるものとする。

イ 利息相当額の各期への配分について

リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合は、次のいずれかの方法を適用することができる。

- ① 会計基準注解（注9）の定めによらず、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法によることができる。この場合、リース資産及びリース債務は、リース料総額で計上され、支払利息は計上されず、減価償却費のみが計上される。
- ② 会計基準注解（注9）の定めによらず、利息相当額の総額をリース期間中の各期に配分する方法として、定額法を採用することができる。

なお、リース資産総額に重要性が乏しいと認められる場合とは、未経過リース料の期末残高（会計基準注解（注2）で通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うこととしたものや、会計基準注解（注9）に従い利息相当額を利息法により各期に配分しているリース資産に係るものを除く。）が、当該期末残高、有形固定資産及び無形固定資産の期末残高の法人全体の合計額に占める割合が10%未満である場合とする。

(注2) 重要性の原則の適用について

重要性の原則の適用例としては、次のようなものがある。

- (5) ファイナンス・リース取引について、取得したリース物件の価額に重要性が乏しい場合、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

(注9) リース取引に関する会計

- 1 リース取引に係る会計処理は、原則として以下のとおりとする。
 - (1) 「ファイナンス・リース取引」とは、リース契約に基づくリース期間の中途において当該契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引で、借手が、当該契約に基づき使用する物件（以下「リース物件」という。）からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴って生じるコストを実質的に負担することとなるリース取引をいう。
また、「オペレーティング・リース取引」とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。
 - (2) ファイナンス・リース取引については、原則として、通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。
 - (3) ファイナンス・リース取引のリース資産については、原則として、有形固定資産、無形固定資産ごとに、一括してリース資産として表示する。ただし、有形固定資産又は無形固定資産に属する各科目に含めることもできるものとする。
 - (4) オペレーティング・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うものとする。
 - (5) ファイナンス・リース取引におけるリース資産の取得価額及びリース債務の計上額については、原則として、リース料総額から利息相当額を控除するものとする。
- 2 利息相当額をリース期間中の各期に配分する方法は、原則として、利息法（各期の支払利息相当額をリース債務の未返済元本残高に一定の利率を乗じて算定する方法）によるものとする。
- 3 リース取引については、以下の項目を財務諸表に注記するものとする。
 - (1) ファイナンス・リース取引の場合、リース資産について、その内容（主な資産の種類等）及び減価償却の方法を注記する。
 - (2) オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料は、貸借対照表日後1年以内のリース期間に係るものと、貸借対照表日後1年を超えるリース期間に係るものとに区分して注記する。

(問 25) リース資産の減価償却方法について具体的に説明してください。

(運用指針－16 減価償却について)

(答)

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、自己所有の固定資産と同じ減価償却方法で算定してください。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、原則としてリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定してください。

<再リースについて>

リース取引に関する会計基準の適用指針

(リース期間終了時及び再リースの処理)

29. リース期間の終了時においては、通常、リース資産の償却は完了し、リース債務も完済しているため、リース物件を貸手に返却する処理を除き、特に会計処理を要しない。ただし、リース契約に残価保証の取決めがある場合は、貸手に対する不足額の確定時に、当該不足額をリース資産売却損等として処理する。

また、再リース期間を耐用年数に含めない場合の再リース料は、原則として、発生時の費用として処理する。

(再リースの処理)

114. 我が国では、再リース期間は1年以内とするのが通常であり、再リース料も少額であるのが一般的であることから、本適用指針では、リース契約時から借手が再リースを行う意思が明らかな場合を除き、再リース料は、原則として、発生時の費用として処理することとしている(第29項また書き参照)。

賃貸借処理

- 1 契約時
仕訳無し
- 2 支払時
賃借料(B/S) / 現金預金(B/S)
賃借料支出(C/F) / 支払資金(C/F)
- 3 決算仕訳
仕訳無し

売買処理

<例>
所有権移転外ファイナンス・リース
リース料総額 6,600,000円
利息相当額 600,000円
リース月額 110,000円 (毎月支払い)
リース期間 5年 (60回払い)
リース取引開始日 4月1日

1 契約時

有形リース資産(B/S)	6,600,000	/	リース債務(B/S)	5,280,000
			1年以内返済予定	1,320,000
			リース債務(B/S)	

1年以内返済予定分 110,000×12回分

2 支払時

1年以内返済予定	110,000	/	現金預金(B/S)	110,000
リース債務(B/S)				

ファイナンスリース債務の	110,000	/	支払資金(C/F)	110,000
返済支出(C/F)				

3 決算仕訳

減価償却費(P/L)	1,320,000	/	有形リース資産(B/S)	1,320,000
------------	-----------	---	--------------	-----------

年内に支払った金額と同額

※所有権移転ファイナンスリースの時は、通常の固定資産と同じ設定で減価償却するので、支払額と同じにはなりません。

リース債務(B/S)	1,320,000	/	1年以内返済予定	1,320,000
			リース債務(B/S)	